



新たな制服を着用した漁業取締本部員

## CONTENTS

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 平成30年の外国漁船取締について .....        | 2 |
| 水産庁漁業取締本部（資源管理部 管理課 漁業取締管理室）  |   |
| 「第三回水産庁漁業取締本部会合」の開催について ..... | 6 |
| 水産庁漁業取締本部（資源管理部 管理課 漁業取締管理室）  |   |
| 平成30年12月分のプレスリリース .....       | 8 |

## 平成 30 年の外国漁船取締について

水産庁漁業取締本部（資源管理部 管理課 漁業取締管理室）

### 1. 我が国周辺水域における外国漁船の操業と漁業取締り

我が国排他的経済水域（EEZ）においては、二国間漁業協定等に基づく中国・韓国・ロシア漁船等の操業のほか、我が国 EEZ 境界線の外側付近において多数の外国漁船の操業がみられます。水産庁は、これら外国漁船が違法操業等を行うことのないよう、海上保安庁と連携し常時取締を行う体制を敷いており、特に違反操業が多発する水域・時期においては集中配備による重点的な取締り等を実施するなど、厳正に対応しています。

外国漁船に対する漁業取締は、以下の3つに大別されます。

#### ① 立入検査の実施

違法操業の防止を図るため、立入検査を行い、魚倉内の漁獲物、操業日誌、漁具等を確認し、許可証や許可の条件を遵守しているかどうかの確認を行っています。

#### ② 漁具押収

外国漁船により違法に設置されたと見られる漁具は、水産資源に悪影響を及ぼすだけでなく、漁具が漁場を占拠するため、我が国漁業者の漁業活動にも悪影響を及ぼします。このため、違法に設置された漁具は、裁判所に令状を請求の上、押収しています。

#### ③ 境界線での監視取締りの実施

我が国 EEZ 境界線の外側付近において操業している外国漁船が、我が国政府に許可なく我が国 EEZ 内に侵入し操業を行うことのないよう、境界線付近で監視取締りを行っており、侵入を試みる無許可外国漁船に対しては大型電光掲示板や音声で警告を行うことで退去を促しているほか、このような警告を無視する外国漁船に対しては放水等を用いた厳しい退去警告を行っています。

漁業取締り活動の根幹を担うのは漁業取締船であるのはもちろんですが、そのほか、航空機も重要な役割を担っています。航空機は、立入検査等の実施等は困難ですが、高速で広い範囲の海域の状況を偵察できるので、航空機によって得られた情報に基づいて、取締船の効果的かつ効率的な配置を行ったり、問題の発生している水域に取締船を緊急に向かわせることが可能になるなど、機動的な取締活動に欠かせない存在です。

平成 30 年末現在、44 隻の漁業取締船と 4 機の航空機が漁業取締活動に従事しています。



2000t 型漁業取締船



取締航空機（ジェット機）

## 2. 外国漁船に対する取締りの状況

### （1）立入検査等の実績

平成 30 年の水産庁による外国漁船への年間立入検査数は 12 件、拿捕件数は 6 件でした。（図 1 及び図 2 参照）

立入検査件数は平成 28 年以降減少しています。これは、これまで多数が我が国 EEZ 内で操業してきた韓国漁船及び中国漁船について、韓国漁船については平成 28 年 7 月から、中国漁船については平成 29 年 6 月から、それぞれ日韓漁業協定及び日中漁業協定に基づく協議がまとまっておらず、両国の漁船が我が国 EEZ 内での操業ができなくなっているためです。

拿捕件数を国別にみると、韓国漁船が 5 件（はえ縄漁船 3 件、かにかご漁船 1 件、あなご筒漁船 1 件）で、いずれも我が国 EEZ 内での無許可操業によるものです。また、ロシア漁船が 1 件（大型冷凍トロール漁船）で、網目規制違反によるものです。

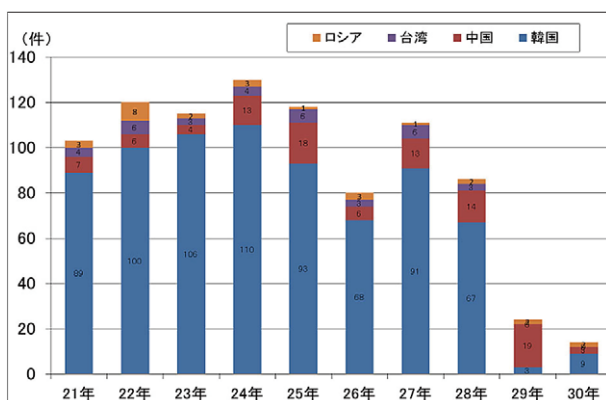


図 1：水産庁による外国漁船への立入検査件数の推移

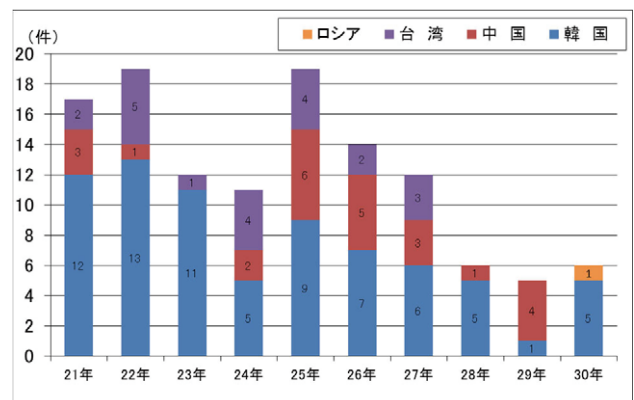


図 2：水産庁による外国漁船の拿捕件数の推移



ロシア大型冷凍トロール漁船に対して立入検査を行う  
漁業監督官



山陰沖で韓国漁船を拿捕する水産庁漁業取締船と  
漁業監督官

## (2) 漁具押収の実績

外国漁船が我が国 EEZ 内に違法に設置したと見られる漁具（かにかご及び刺し網等）の押収件数は、26 件でした（表 1 参照）。近年では、特にかにかごの違法設置が恒常的に見られる状況です。

また、違法漁具の設置は、特にかに漁業が盛んなオホーツク海や日本海西部で多く見られます。

| 年     | 件数 | 刺し網(km) | はえ縄(km) | かご漁具(個) | 漁獲物(トン) |
|-------|----|---------|---------|---------|---------|
| 平成21年 | 35 | 44      | 15      | 8,793   | 23.2    |
| 平成22年 | 29 | 38      | 8       | 2,615   | 12.5    |
| 平成23年 | 28 | 37      | 4       | 8,258   | 16.3    |
| 平成24年 | 22 | 30      | 35      | 1,081   | 12.0    |
| 平成25年 | 21 | 4       | 83      | 1,362   | 2.5     |
| 平成26年 | 20 | 22      | 0       | 1,486   | 9.8     |
| 平成27年 | 21 | 40      | 2       | 1,783   | 15.8    |
| 平成28年 | 14 | 0.3     | 0       | 1,939   | 36.7    |
| 平成29年 | 24 | 10      | 42      | 3,022   | 28.6    |
| 平成30年 | 26 | 0       | 4       | 2,040   | 14.7    |

表 1：水産庁による外国漁船の違法設置漁具の押収件数及び数量



北海道沖で違法に設置されたかにかご漁具の押収



押収された直後のかにかご漁具

### (3) 監視取締りの実施

我が国 EEZ 境界線では多くの外国漁船が操業しており、その中には豊かな我が国 EEZ 内に無許可で操業しようとする外国漁船が後を絶ちません。

とりわけ、日本海の大和堆周辺及び以北の水域では、近年、北朝鮮漁船等が我が国 EEZ 内に無許可で大挙侵入し操業しようとしており、その数は年々増加傾向にあります。このため、水産庁は、我が国漁業者の安全操業を確保するため、漁業取締船を EEZ 境界線付近に重点的に配備し、放水等を用いた厳しい退去警告を行っています。この水域においては、外国漁船に対して延べ 5,315 件（前年 5,191 件）の退去警告の対応を行いましたが、そのうち延べ 2,058 件については放水を使用しました。

太平洋三陸沖や東シナ海を始め、日本海大和堆周辺水域以外の海域でもこのような侵入を試みる外国漁船は後を絶たず、これらの海域でも我が国取締船及び取締飛行機が連携して外国漁船の侵入を防いでいます。



日本海大和堆周辺水域における北朝鮮漁船に対する対応



## 「第三回水産庁漁業取締本部会合」の開催について

水産庁漁業取締本部（資源管理部 管理課 漁業取締管理室）

### 1. 「第三回水産庁漁業取締本部会合」の開催について

平成 31 年 1 月 29 日（火曜日）に農林水産省内において、吉川農林水産大臣、高鳥農林水産副大臣、濱村農林水産政務官出席の下、水産庁漁業取締本部の第三回会合を開催しました。会合では、吉川農林水産大臣から訓示を頂いたほか、水産庁では 55 年ぶりの増隻となる新しい取締船（来年 3 月竣工予定）の船名や配備港の決定、新たな服制の策定、水産庁の取締りを広く周知する広報動画の完成の報告等を行いました。さらに、各支部・船舶から平成 30 年の漁業取締りを巡る情勢について報告されるとともに、大臣以下出席者間で今後の取締のあり方等について意見交換を行いました。今後とも、適切な資源管理や日本漁船の安全確保のため、漁業取締り活動に尽力して参ります。



吉川農林水産大臣から漁業取締本部員・支部長・船長への訓示を頂きました（左から高鳥農林水産副大臣、吉川農林水産大臣、濱村農林水産大臣政務官）。  
農林水産省フォトギャラリーより引用  
([http://www.maff.go.jp/j/p\\_gal/min/190129.html](http://www.maff.go.jp/j/p_gal/min/190129.html))



今回新たに策定された制服を着用した本部長以下本部員、各支部長、白竜丸船長、照洋丸船長、白鷗丸船長

### 2. 新造漁業取締船の船名決定及び配備先の決定

第三回漁業取締本部において、約 55 年ぶりの増隻となる新しい取締船（2020 年 3 月竣工予定）の船名を「白鷺丸（はくしゅうまる）」とし、大和堆にも近い新潟港に配備することを決定しました。

これに際しては、船名の一般公募を行い、総数 686 点（インターネット・はがきにより受け付けたもの 316 点、こども霞が関見学デーに際して受け付けたもの 370 点）の応募がありました。応募にご協力いただいた方々に感謝申し上げます。応募いただいた船名候補から、同じ名前の船舶が日本国内に多数存在するものや、既に就役している漁業取締船の名前と発音が似ており混同する恐れがあるものを除外した上で選考した結果、船名は白鷺丸（はくしゅうまる）に決定しました。

なお、水産庁の漁業取締船には「白」という文字が多く用いられています。この「白」は、「正義」、「真実」を象徴する色として、代々引き継がれています。



イメージ図

水産庁ホームページに掲載  
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kanri/torishimari/pdf/senmei.pdf>

### 3. 取締広報動画について

水産庁の漁業取締り活動を広く紹介するため、漁業取締りの様子をダイジェストで紹介する広報動画を作成しました。水産庁動画ギャラリーのほか、youtube の maff チャンネルにもアップしています。ぜひ、水産庁の漁業取締りに尽力する漁業監督官や取締船乗組員の活躍をご覧ください。

○水産庁動画ギャラリー

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/douga/190129.html>

○youtube maff チャンネル

<https://www.youtube.com/watch?v=HxKafzdQfAM>

youtube では、「漁業取締り」で検索可能です。



(参考)

水産庁漁業取締本部について  
近年、我が国周辺水域における外国漁船による違法操業の問題は、我が国漁船の操業に支障を来すばかりでなく、社会的に大きな注目を集めており、水産庁の漁業取締体制の強化を図ることが喫緊の課題となっております。このような課題に適切に対処するため、今般、水産庁長官を本部長とする水産庁漁業取締本部を平成 30 年 1 月 15 日に設置しました。

水産庁においては、漁業取締関連業務を担う部署が複数存在し、これらを一元的に統括する組織体制となっていない

#### 「漁業取締本部」の設置

- ① 水産庁長官を本部長とし、漁業取締りに関連のある業務を担う部署の長を集約した「漁業取締本部」を設置
- ② 漁業取締本部の地方支部として、各漁業調整事務所に「漁業取締本部支部」を設置
- ③ 本部の事務を担う組織として、「漁業取締管理室」(管理課指導監督室を改組)を設置  
→ 水産庁長官による一元的な指揮命令系統の下、本部長直属の漁業取締業務組織の明確化を図る

- 資源管理や漁業調整、国際交渉等の水産情勢を総合的に判断し、迅速な意思決定を行うとともに、関係職員へ速やかに浸透・徹底
- 対外発信体制の強化を通じた国民の理解の増進

(参考) 漁業取締本部の設置について

| 発表年月日     | 発表事項名                                      | 担当課   |
|-----------|--------------------------------------------|-------|
| H30.12.4  | 「南東大西洋漁業機関（SEAFO）第15回 年次会合」の結果について         | 国際課   |
| H30.12.7  | 「中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）第15回年次会合」の開催について      | 国際課   |
| H30.12.10 | 日口地先沖合漁業交渉の結果（「日口漁業委員会第35回会議」の結果）について      | 国際課   |
| H30.12.11 | 「水産政策審議会 第92回 資源管理分科会」の開催及び一般傍聴について        | 漁政課   |
| H30.12.15 | 「中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）第15回年次会合」の結果について      | 国際課   |
| H30.12.18 | 高野農林水産大臣政務官の国内出張について                       | 研究指導課 |
| H30.12.26 | 水産政策の改革に係る全国ブロック説明会の開催及び参加者の募集について         | 企画課   |
| H30.12.26 | 太平洋クロマグロ「2018年の日本海生まれの加入量水準」について（2018年12月） | 漁場資源課 |

## 編集後記 窓辺のカーテン

今月号は、我が国周辺水域における外国漁船の操業とその取締に関する記事です。

我が国周辺水域の水産資源の保存管理のためには、漁業取締船による操業秩序の維持等が大切で、水産庁の漁業取締体制は強化されており、漁業監督官や取締船乗組員は日夜取締に頑張っています。

「漁政の窓」では、今後とも皆様の声を大切に満足して頂けるように取り組んで参りますので、ご理解とご協力をお願いいたしますとともに、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

ご意見やご質問がありましたら、以下にお願いいたします。

水産庁施策情報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階

代表 03-3502-8111（内線6505）

URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見 ご質問はこちらへ ➡ URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>